

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団曙会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☒ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 山口県山口市泉都町9番13号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和54年 9月 1日
- (4) 設立登記年月日 昭和54年 9月 1日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	佐々木 明	佐々木医院メディカルプラザ管理者
理 事	佐々木 淑子	
同	清水 香	
監 事	田村 滋規	会計有識者 (田村税理士事務所所長)

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	佐々木医院メディカルプラザ	0313483 351	山口県山口市泉都町9番13号	無

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
佐々木在宅ケアセンター	山口県山口市泉都町9番7号	2025年5月末譲渡

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
駐車場業	山口県山口市泉都町9番13号	施設敷地内にある患者用駐車場

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年5月29日 令和6年度決算の決定

令和8年3月27日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定定款の変更

〃 令和8年度の借入金額の最高限度額の決定

- 注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

令和 7年 5月 佐々木在宅ケアセンターを譲渡

令和 7年 9月 休止中であった介護老人保健施設「ナーシングホーム湯田温泉」と佐々木訪問看護ステーションを廃止

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 社団曙会
所在地 山口県山口市泉都町9番13号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	1,472,054 千円 /
2. 負 債 額	708,520 千円 /
3. 純 資 産 額	763,534 千円 /

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	194,178
B 固 定 資 産	1,277,876
C 資 産 合 計 (A + B)	1,472,054
D 負 債 合 計	708,520
E 純 資 産 (C - D)	763,534

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 医療法人 社団曙会

※医療法人整理番号

所在地 山口県山口市泉都町9番13号

貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	194,178	I 流 動 負 債	275,458
現金及び預金	138,234	支払手形	
事業未収金	51,260	買掛金	11,526
有価証券		短期借入金	250,000
たな卸資産	2,902	未払金	4,618
前渡金		未払費用	
前払費用		未払法人税等	202
その他の流動資産	1,782	未払消費税等	9,068
II 固 定 資 産	1,277,876	前受金	
1 有 形 固 定 資 産	1,194,465	預り金	34
建物	794,451	前受収益	
構築物	4,749		
医療用器械備品	7,103	その他の流動負債	10
その他の器械備品	21,770	II 固 定 負 債	433,062
車両及び船舶	539	医療機関債	
土地	279,039	長期借入金	301,482
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	86,814		
2 無 形 固 定 資 産	28,959	その他の固定負債	131,580
借地権		負債合計	708,520
ソフトウェア	28,677	純資産の部	
その他の無形固定資産	282	科 目	金 額
3 その他の資産	54,452	I 出 資 金	27,412
有価証券		II 積 立 金	736,122
長期貸付金			
保有医療機関債		別途積立金	903,500
その他長期貸付金		繰越利益積立金	△ 167,378
役職員等長期貸付金		III 評価・換算差額等	
長期前払費用	10,743	その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	43,709		
資産合計	1,472,054	純資産合計	763,534
		負債・純資産合計	1,472,054

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが适当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 社団曙会

※医療法人整理番号

所在地 山口県山口市泉都町 9 番 1 3 号

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		529,866
2 事業費用		
(1)事業費	690,621	
(2)本部費		690,621
本来業務事業損失		160,755
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		160,755
II 事業外収益		
受取利息	314	
その他の事業外収益	9,667	9,981
III 事業外費用		
支払利息	5,200	
その他の事業外費用	16,906	22,106
経常損失		172,880
IV 特別利益		
固定資産売却益	802	
その他の特別利益	6,029	6,831
V 特別損失		
固定資産売却損	2,108	
その他の特別損失		2,108
税引前当期純損失		168,157
法人税・住民税及び事業税	202	
法人税等調整額		202
当期純損失		168,359

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団曙会
理事長 佐々木 明 殿

私（注 1）は、医療法人社団曙会の令和 7 年会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 27 日

医療法人社団曙会
監事 田村 滋規



（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。